

令和6年度第9回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年11月20日(水) 午前9時30分～午前11時00分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中16名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 潤之、恒富 竹司、長尾 誠大、中川 恵美子、
西村 健、藤原 敏郎、八木 学、安田 敏男、安野 正純、
吉武 和子

(2)欠席委員(3名)

賀屋 忠之、徳田 文雄、中野 克俊、

(3)事務局

塚本局長・政田参事・三輪主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席16名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

恒富 竹司(つねどみ たけし) 委員 及び、

長尾 誠大(ながお まさひろ) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保下郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は39アールとなります。

議案第2号、大内問田三丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は9アールとなります。

議案第3号、維新公園一丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は12アールとなります。

議案第5号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

この議案につきましては、所有者から申請書類を確認したいとの申し出があり、審議保留となっております。

議案第6号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は233アールとなります。

議案第7号、阿知須、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は7アールとなります。

議案第8号、徳地伊賀地、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は265アールとなります。

議案第9号、徳地船路、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は3アールとなります。

議案第10号、徳地上村、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は3アールとなります。

議案第11号、阿東嘉年上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は19アールとなります。

議案第12号、阿東嘉年下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は99アールとなります。

議案第13号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は12アールとなります。

議案第14号、阿東徳佐下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は138アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、および地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

議案第5号、秋穂二島の保留の件ですが、申請者のお互いの意思疎通が上手くいってなかったものです。お互いの確認というものが必要と感じました。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第5号を除き、すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第 3 条に係る議案については、議案第5号を除き全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案および参考位置図を御確認ください。

議案第15号、大内千坊六丁目、用途地域内にある第3種農地に、看板用地を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、および現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、および地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手全員と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案14ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案および参考位置図を御確認ください。

議案第16号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地に、倉庫及び駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明します。

議案第17号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては、申請人から、必要な資料が揃わない等の理由で、北部地区協議会において審議保留となったものです。

議案第18号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第20号、宮野下、用途地域内にある第3種農地で、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第21号、吉敷赤田三丁目、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、吉敷赤田二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第23号、黒川、集団的に存在する第1種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり許可の対象となるものです。

議案第24号、平井、用途地域内にある第3種農地に、集合住宅用地と道路を整備するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第26号、周布町、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第27号、陶、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、土地利用計画図および被害防除計画に不備があるため、川東地区協議会で審議保留となったものです。

議案第28号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第29号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を建築するものです。

なお、この事案につきましては、昭和60年8月頃から、農地法の許可を得ることなく資材置場として利用されているものですが、地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書^{じゆんしゆ}が提出されています。

議案第31号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第32号から議案第36号、深溝、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、進入路等を整備する一時転用及び太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては事業計画書及び土地利用計画図の実現性に問題があるため、川西地区協議会で審議保留となったものです。

議案第37号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、倉庫を設置するものです。

議案第38号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、水路を整備するものです。

議案第39号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第40号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、徳地八坂、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の議案第17号および第27号ならびに第32号から第36号までを除く、他の農地法

第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、および現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第17号および第27号ならびに第32号から第36号までを除く、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち第23号および議案第41号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第17号および第27号ならびに第32号から第36号までを除く、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。

議案第42号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計22筆 45,154㎡です。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。

議案第43号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計52筆 89,711㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案33ページをお開きください。合わせて、参考位置図38ページ以降を御覧ください。

議案第44号から議案第48号について、一括で説明いたします。

中央地区2件、川西地区3件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第44号および第45号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号から第48号までについては、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。11月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【特になし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年11月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 恒富 竹司

署名委員 長尾 誠大

記 録 者 三輪 忠之